大気汚染防止法施行規則　別表第7(第16条の4関係)に定める作業の方法

①　建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有保温材等を除去する作業（下記②、⑤を除く）

以下に掲げる事項を遵守して除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

1　吹付け石綿及び石綿含有保温材等を除去する場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離にあたっては作業場の出入口に前室を設置すること。

2　作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。

3　1の規定により隔離を行った作業場において、除去作業初日の除去開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他必要な措置を講ずること。

4　除去を行う日の除去開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他必要な措置を講ずること。

5　除去する吹付け石綿及び石綿含有保温材等を薬液等により湿潤化すること。

6　1の規定により隔離を行った作業場において、以下の測定条件のいずれかを満たす場合は、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器（デジタル粉じん計など）を使用して集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他必要な措置を講ずること。
（測定条件）
・除去作業初日の除去開始直後
・除去作業日の除去開始後に集じん・排気装置の位置を変更した場合
・集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合
・その他必要がある場合に随時

7　除去後、作業場の隔離を解くにあたっては、吹付け石綿及び石綿含有保温材等を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の石綿の処理を行った上で、作業場内の総繊維数濃度の測定等により、大気中への石綿の排出又は飛散のおそれがないことを確認すること。

②　建築物等を解体する作業であって、石綿含有保温材等をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去する作業（下記⑤を除く）

以下に掲げる事項を遵守して除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

1　石綿含有保温材等の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

2　除去する石綿含有保温材等を薬液等により湿潤化すること。

3　除去後、養生を解くにあたっては、石綿含有保温材等を除去した部分に石綿の飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の石綿の処理を行うこと。

③　建築物等を解体、改造又は補修する作業であって、石綿含有仕上塗材を除去する作業（下記⑤を除く）

以下に掲げる事項を遵守して除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

1　除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること。（2の規定により除去する場合を除く）

2　電気グラインダーその他の電動工具を用いて石綿含有仕上塗材を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。
ア：石綿含有仕上塗材の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
イ：除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること。

3　除去後、作業場内の石綿を清掃すること。
養生を行った場合は、当該養生を解くにあたっては、作業場内の清掃その他の石綿の処理を行うこと。

④ 建築物等を解体、改造又は補修する作業であって、石綿含有成形板等を除去する作業（①、②、③、⑤を除く）

以下に掲げる事項を遵守して除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

1 石綿含有成形板等を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。

2 1の方法により除去することが困難な場合、又は石綿含有成形板等の一部を加工する作業を伴う場合は、当該石綿含有成形板等を薬液等により湿潤化すること。

3 石綿含有けい酸カルシウム板（第1種）のうち、1の方法により除去することが困難な場合、又は石綿含有けい酸カルシウム板（第1種）の一部を加工する作業を伴う場合は、次に掲げる措置を講ずること。
ア：けい酸カルシウム板（第1種）の除去又は加工を行う部分の周辺を事前に養生すること。
イ：除去又は加工を行うけい酸カルシウム板（第1種）を薬液等により湿潤化すること。

4 除去後、作業場内の作業場内の石綿を清掃すること。
養生を行った場合は、当該養生を解くに当たっては、作業場内の清掃その他の石綿の処理を行うこと。

⑤ 建築物等を解体する作業であって、あらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業

（一部崩壊している状態や傾いている状態等、作業員が立ち入ることが危険な状態であると**都道府県等が判断した建築物**に対する作業）

作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

⑥ 建築物等を改造又は補修する作業であって、吹付け石綿や石綿含有保温材等に係る作業

以下に掲げる事項を遵守して除去等（除去、囲い込み又は封じ込め）を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

1 吹付け石綿及び石綿含有保温材等をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は、上記①1～7に掲げる事項を遵守すること。
また、かき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去する場合は、上記②1～3に掲げる事項を遵守すること。

2 吹付け石綿及び石綿含有保温材等の囲い込み又は封じ込めを行う場合は、吹付け石綿及び石綿含有保温材等の劣化状態、下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は除去すること。

3 以下の作業を行う場合は、上記①1～7に掲げる事項を準用すること。
・吹付け石綿の封じ込め
・切断、破砕等を伴う吹付け石綿の囲い込み
・切断、破砕等を伴う石綿含有保温材等の囲い込み又は封じ込め